

国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員給与規程を次のとおり制定する。

国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員給与規程

平成22年8月1日
22 経 規程第40号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則（以下「特定有期雇用就業規則」という。）第24条の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）に期間を定めて雇用する常勤の特任教員、特任研究員及び特任職員（以下「特定有期雇用職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 特定有期雇用職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

| 給 与 の 種 類 | 給与の計算期間 | 給 与 支 給 日 |
|-----------------------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------|
| (1) 年俸 (2) 諸手当 住居手当 通勤手当 | 一の月の初日から末日まで | その月の17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日） |
| 超過勤務手当 | 一の月の初日から末日まで | 翌月の17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日） |

(年俸の決定)

第3条 特定有期雇用職員の年俸は、毎年4月1日から翌年3月31日までを基本期間として、その者の職務、学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡並びに予算状況を考慮して決定する。

- 2 年俸は、別表に定める特定有期雇用職員年俸表（以下「年俸表」という。）に定めるところによる。
- 3 雇用契約期間が第1項に規定する基本期間に満たない場合の年俸は、当該雇用契約期間に応じて決定する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、個別に年俸を定めること

ができる。

(年俸の支給)

第4条 年俸は、年俸表に定める号俸に応じた月次年俸額を支給する。

2 前条第3項の規定による年俸は、当該年俸を当該雇用契約期間で除した額を支給する。

(給与の支払)

第5条 特定有期雇用職員の給与は、通貨で直接特定有期雇用職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)

第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定有期雇用職員から申出があった場合は、その者に対する給与をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(日割計算等)

第6条 新たに特定有期雇用職員となった者には、その日から年俸を支給する。

2 特定有期雇用職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの年俸を支給する。

3 特定有期雇用職員が死亡により退職した場合には、その月までの年俸を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、年俸を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程(以下「労働時間等規程」という。)第6条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与の即時払)

第7条 特定有期雇用職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらずすみやかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

一 退職し、又は解雇されたとき。

二 本人が死亡したとき。

(給与の非常時払)

第8条 特定有期雇用職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与をすみやかに支払う。

一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。

二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき。

三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。

四 その他特に必要と認めるとき。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条 第13条、第16条及び第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、月次年俸額（国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程（以下「育児・介護休業等規程」という。）に基づき育児短時間勤務又は介護短時間勤務をしている職員にあっては、第15条第2項第1号に定める算出率を乗ずる前の額）の合計額を、1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

（端数計算）

第10条 前条に規定する労働時間1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第11条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（休職者の給与）

第12条 特定有期雇用職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、特定有期雇用職員就業規則第13条第1項第1号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付又は休業給付を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

2 特定有期雇用職員が特定有期雇用職員就業規則第13条の規定により休職にされたとき（前項に該当する場合を除く。）は、その休職の期間は、給与は支給しない。

3 休職者の給与に関し必要な事項は、人事院規則9-13（休職者の給与）その他関係通達等を準用する

（給与の減額）

第13条 特定有期雇用職員が勤務しないときは、労働時間等規程第6条に規定する休日（同規程第7条の規定により振替となり又は第9条の規定により代休となった日を含む。以下同じ。）である場合、同規程第16条の規定により勤務しないことの承認を受けた場合、同規程第18条に規定する休暇による場合又は就業規則第50条に規定する就業禁止の措置を講じられた場合その他特に承認があった場合を除き、第9条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減じて支給する。

2 前項の規定にかかわらず、特定有期雇用職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患の場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、月次年俸額の半額を減ずる。

（住居手当）

第14条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する特定有期雇用職員（以下のこの条において「職員」という。）に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額とする。

| 職員の区分 | 手当額 | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学、他の法人等又は国から宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。） | 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額 | |
| | イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 | 家賃の月額から12,000円を控除した額 |
| | ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 | 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額 |

2 新たに前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別に定める様式の住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

3 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

4 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

5 住居手当に関し必要な事項は、人事院規則9-54（住居手当）その他関係通達等を準用する。

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる特定有期雇用職員（以下この条において「職員」という。）に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその

運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 通勤のため交通機関等を利用する職員 その者が利用する交通機関等に応じて6箇月を超えない範囲内で別に定める期間（以下「支給単位期間」という。）についての運賃等相当額（当該交通機関等が2以上である場合にあっては、それぞれの支給単位期間についての運賃等相当額の合計額）とする。ただし、当該運賃等相当額を当該支給単位期間の月数で除して得た額（当該交通機関等が2以上である場合にあっては、それぞれの運賃等相当額をそれぞれの支給単位期間の月数で除して得た額を合算した額。）が55,000円を超えるときは、55,000円とする。

二 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員 支給単位期間について、次の表に掲げる職員の区分に応じて定める額

| 職員の区分 | 手当額 |
|-------------------------------------------------|---------|
| 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 | 2,000円 |
| 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 | 4,100円 |
| 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 | 6,500円 |
| 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 | 8,900円 |
| 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 | 11,300円 |
| 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 | 13,700円 |
| 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 | 16,100円 |

| | |
|----------------------------------|---------|
| 員 | |
| 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 | 18,500円 |
| 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 | 20,900円 |
| 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 | 21,800円 |
| 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 | 22,700円 |
| 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 | 23,600円 |
| 使用距離が片道60キロメートル以上ある職員 | 24,500円 |

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員 前2号に定める額（支給単位期間当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給短期間につき55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているもの又は自動車等の使用距離が2キロメートル未満のものである場合は、第1号又は第2号により算出した額のいずれか高い額

- 3 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認めたものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 新幹線鉄道等にかかる通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者に支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第2条に定める給与支給日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を

返納させるものとする。

- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等にかかる通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 7 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、別に定める様式の通勤届により、その通勤の実情をすみやかに届け出なければならない。同項の職員が、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。
- 8 通勤手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 9 通勤手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 10 通勤手当に関し必要な事項は、人事院規則9-24（通勤手当）その他関係通達等を準用する。

（超過勤務手当）

第16条 労働時間等規程第3条に規定する所定の労働時間以外の時間に勤務することを命じられた特定有期雇用職員には、所定の労働時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の労働時間を超えて行った次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ各号に掲げる割合（その勤務が労働時間等規程第13条の規定による深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 一 所定の労働時間に割り振られた日における勤務 100分の125
- 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 三 前二号に掲げる勤務時間の合計（法定休日（労働時間等規程第9条の規定により代休日となった日を含む。）における勤務を除く。）が1箇月について60時間を超えた場合におけるその超えた勤務 100分の150

（育児休業・介護休業等の給与）

第17条 育児・介護休業等規程に基づき育児休業、育児短時間勤務、育児部分休業、介護休業、介護短時間勤務又は介護部分休業を取得している特定有期雇用職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- 一 育児休業又は介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児部分休業又は介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 育児短時間勤務又は介護短時間勤務をしている特定有期雇用職員の次の各号に掲げる給与の額については、当該各号に定めるところとする。

- 一 年俸 第4条に規定する月次年俸額にその者の1週間当たりの勤務時間数を38時間45分で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額
- 二 超過勤務手当 その者の所定の労働時間を超えて勤務した時間のうち、その勤務の時間とその勤務した日における所定の労働時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、勤務1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額(雑則)

第18条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めるほか、給与法その他関係法令等を準用する

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

別表

特定有期雇用職員年俸表

| 号俸 | 年俸額 | 月次年俸額 |
|----|-----------|---------|
| 1 | 2,400,000 | 200,000 |
| 2 | 2,520,000 | 210,000 |
| 3 | 2,640,000 | 220,000 |
| 4 | 2,760,000 | 230,000 |
| 5 | 2,880,000 | 240,000 |
| 6 | 3,000,000 | 250,000 |
| 7 | 3,120,000 | 260,000 |
| 8 | 3,240,000 | 270,000 |
| 9 | 3,360,000 | 280,000 |
| 10 | 3,480,000 | 290,000 |
| 11 | 3,600,000 | 300,000 |
| 12 | 3,720,000 | 310,000 |

| | | |
|----|-----------|---------|
| 13 | 3,840,000 | 320,000 |
| 14 | 3,960,000 | 330,000 |
| 15 | 4,080,000 | 340,000 |
| 16 | 4,200,000 | 350,000 |
| 17 | 4,320,000 | 360,000 |
| 18 | 4,440,000 | 370,000 |
| 19 | 4,560,000 | 380,000 |
| 20 | 4,680,000 | 390,000 |
| 21 | 4,800,000 | 400,000 |
| 22 | 4,920,000 | 410,000 |
| 23 | 5,040,000 | 420,000 |
| 24 | 5,160,000 | 430,000 |
| 25 | 5,280,000 | 440,000 |
| 26 | 5,400,000 | 450,000 |
| 27 | 5,520,000 | 460,000 |
| 28 | 5,640,000 | 470,000 |
| 29 | 5,760,000 | 480,000 |
| 30 | 5,880,000 | 490,000 |
| 31 | 6,000,000 | 500,000 |
| 32 | 6,120,000 | 510,000 |
| 33 | 6,240,000 | 520,000 |
| 34 | 6,360,000 | 530,000 |
| 35 | 6,480,000 | 540,000 |
| 36 | 6,600,000 | 550,000 |
| 37 | 6,720,000 | 560,000 |
| 38 | 6,840,000 | 570,000 |
| 39 | 6,960,000 | 580,000 |
| 40 | 7,080,000 | 590,000 |
| 41 | 7,200,000 | 600,000 |
| 42 | 7,320,000 | 610,000 |
| 43 | 7,440,000 | 620,000 |
| 44 | 7,560,000 | 630,000 |
| 45 | 7,680,000 | 640,000 |
| 46 | 7,800,000 | 650,000 |
| 47 | 7,920,000 | 660,000 |

| | | |
|----|------------|-----------|
| 48 | 8,040,000 | 670,000 |
| 49 | 8,160,000 | 680,000 |
| 50 | 8,280,000 | 690,000 |
| 51 | 8,400,000 | 700,000 |
| 52 | 8,520,000 | 710,000 |
| 53 | 8,640,000 | 720,000 |
| 54 | 8,760,000 | 730,000 |
| 55 | 8,880,000 | 740,000 |
| 56 | 9,000,000 | 750,000 |
| 57 | 9,120,000 | 760,000 |
| 58 | 9,240,000 | 770,000 |
| 59 | 9,360,000 | 780,000 |
| 60 | 9,480,000 | 790,000 |
| 61 | 9,600,000 | 800,000 |
| 62 | 9,720,000 | 810,000 |
| 63 | 9,840,000 | 820,000 |
| 64 | 9,960,000 | 830,000 |
| 65 | 10,080,000 | 840,000 |
| 66 | 10,200,000 | 850,000 |
| 67 | 10,320,000 | 860,000 |
| 68 | 10,440,000 | 870,000 |
| 69 | 10,560,000 | 880,000 |
| 70 | 10,680,000 | 890,000 |
| 71 | 10,800,000 | 900,000 |
| 72 | 10,920,000 | 910,000 |
| 73 | 11,040,000 | 920,000 |
| 74 | 11,160,000 | 930,000 |
| 75 | 11,280,000 | 940,000 |
| 76 | 11,400,000 | 950,000 |
| 77 | 11,520,000 | 960,000 |
| 78 | 11,640,000 | 970,000 |
| 79 | 11,760,000 | 980,000 |
| 80 | 11,880,000 | 990,000 |
| 81 | 12,000,000 | 1,000,000 |